

様式第四

第一表 (表)

道 路 台 帳

整理番号		図面対象番号										
道路の種類	一般国道		路線名	9	道路管理者	中国地方整備局長						
路線の指定(認定)年月日	平成3年12月3日		指定(認定)の該当条項									
起点	鳥取県鳥取市気高町八束水字鶴木谷755番1			主要な 経過地	鳥取市							
終点	鳥取県鳥取市青谷町字阿がき295番1											
路線の延長	2,254		メートル	供用開始の区間及び年月日								
路線の延長の内訳	供用されている区間の延長	実延長	2,254	メートル	平成18年11月30日							
		重複延長	0	メートル								
		供用されていない区間の延長	0	メートル								
路線の延長の内訳	道路	トンネル		橋			渡船施設					
		610	1	1,212	メートル	種類	個数	延長	渡船場		渡船	
						永久橋	1	432	メートル			
						木橋	0	0	メートル	個数	延長	船数
	混合橋					0	0	メートル	0	メートル	0	メートル
	計	1	432	メートル	0	0	0	0				
	車道の幅員		9.0メートル以上		5.5メートル以上 9.0メートル未満		4.0メートル以上 5.5メートル未満		4.0メートル未満			
	路面の種類											
	舗装道		0	メートル	2,254	メートル	0	メートル	0	メートル		
	砂利道		0	メートル	0	メートル	0	メートル	0	メートル		
計		0	メートル	2,254	メートル	0	メートル	0	メートル			
自動車交通不能区間の延長		0		メートル								
道路の敷地の面積	国有地	地方公共 団体有地	民有地	計	鉄道又は新 設軌道との 交差	交差の方法		個数				
	平方メートル	平方メートル	平方メートル	平方メートル		立体交差	跨道	0				
	137,960			137,960			跨線	1				
平面交差						0						
最小車道幅員	箇所		最小曲線半径		箇所	最急横断勾配		箇所				
	3.5		メートル		鳥取市浜村	600		メートル				
有料の道路	区間	延長		管理者		根拠条件		料金徴収期間				
		—		—		—		—				
	延長の内訳	道路		トンネル		橋		渡船施設				
		—		—		—		—				
駐車場	位置	規模		構造	管理者	根拠条項	料金徴収開始の日					
		面積	駐車台数									
—		—		—		—		—				

註 重複延長の欄には、法第11条第1項又は第2項の規定により他の道路に関する規定が適用される区間の延長を記載し、実延長の欄には、その他の区間の延長を記載すること。

(裏)

道路と効用を兼ねる主要な他の工作物の概要

道路一帯建物の概要

軌道その他主要な占用物件の概要

その他特記すべき事項

調整（改訂）の年月日
・令和5年12月28日 改定

第三表

トンネル調書

図面対照 番 号	名 称	箇 所 (上段：起点側、下段：終点側)	延 長 m	構 造							建 設 年 次	備 考	
				幅 員 (m) (上段：上り、下段：下り)			有効高	こう拱	側 壁	排 水 施 設			照 明 設 備
				車 道	歩 道	路 肩							
	長尾トンネル	鳥取市気高町八束水 鳥取市青谷町青谷	1212	3.5 3.5	2.5	0.5 1.3						412	

註) 備考の欄には、トンネルの保全の状況その他トンネルの管理上必要な事項を記載すること。

第四表

橋 調 査

図面対照 番 号	名 称	箇 所 (上段：起点側、下段：終点側)	延 長 m	幅 員 (上段：上り、下段：下り)			面積 m ²	橋種及び 型式	建設年次	耐荷荷重	現 況	備 考
				車 道	歩 道	路 肩						
	八束水高架橋	鳥取市気高町八束水 鳥取市気高町八束水	432	3.5 3.5	2.5	1.0 1.0	5,400		417	B活荷重		

- 註) 1. 耐荷荷重の欄には、一車線当たりの通行することができる最大車両の総重量を記載すること。
 2. 現況の欄には自動車交通不能又は荷重制限に関する事項を記載すること。
 3. 備考の欄には、橋の保全の状況その他橋の管理上必要な事項を記載すること。

